

3月定例教育委員会

参考資料

(令和8年3月9日)

承認事項

- 第11号 令和7年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について
(社会教育・文化財課)・・・1頁

議案

- 第45号 丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)・・・4頁
- 第46号 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課)・・・6頁
- 第47号 丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (教育総務課)・・・6頁
- 第48号 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について (学校教育課)・・・29頁
- 第49号 丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱の制定について (学校教育課)・・・31頁
- 第50号 丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (子育て企画課)・・・34頁

変更後

令和7年度 三宅剣龍賞被表彰候補者推薦要領

1. 表彰の目的

三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅剣龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とします。

2. 表彰の対象

(1) 候補者の資格

- ア) 市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者
- イ) 健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体
- ウ) その他特に表彰に値すると認められる者及び団体

※過去に「三宅剣龍賞」を受賞した個人・団体は対象外とします。ただし、過去の受賞実績と異なる実績をあげた場合又は団体活動についてはこの限りではありません。

※「健全な芸術、芸能文化等における活動」の中に「読書活動の推進」を含みます。

※過去に「丹波篠山市功労者表彰（文化功労）」を受賞した個人・団体は対象外とします。

(2) 推薦基準

前項に規定する「功績が顕著な者」とは、次の実績をあげた者（団体）とします。

- ア) 「市内、小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特にも優秀な成績をおさめた者」とは、『丹波篠山市教育書道展』において展示された作品の中から最優秀に選ばれた者、小学校（小学部）、中学校（中学部）各1名とします。
- イ) 「健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者」とは、個人の活動を通じて芸術、芸能文化等の向上発展に貢献した者のほか、市内の文化団体での活動を通じて貢献した者とします。
- ウ) 被表彰候補団体の推薦については、表彰すべき特別の事由がある場合のみ、その対象とします。

3. 推薦者

- (1) 丹波篠山市内の小学校、中学校及び特別支援学校の長
- (2) 丹波篠山市内の高等学校の長
- (3) 丹波篠山市内の文化協会の長
- (4) 丹波篠山市内の社会教育機関の長
- (5) 丹波篠山市教育委員会事務局の各所属長

4. 推薦方法

「三宅剣龍賞表彰候補者調書」（三宅剣龍賞表彰要綱別記様式）を下記担当まで提出してください。また、参考資料があれば、添付してください。

5. 選考について

選考委員会により選考を行います。

6. 賞の発表・広報活動

賞の内容については、丹波篠山市広報・ホームページ等を通じ公表します。個人情報、適切に管理し、目的以外には使用しません。

7. 表彰式

期 日 令和8年3月21日(土) 午前11時開式(予定)

会 場 丹波篠山市立丹波篠山市民センター

8. 担 当

〒669-2397 丹波篠山市北新町4 1 番地

丹波篠山市教育委員会事務局社会教育部

社会教育・文化財課 文化財係(担当:植木 友、山本 有子)

電 話 079-552-5792 FAX 079-552-8015

メール bunkazai_div@city.sasayama.hyogo.jp

○三宅剣龍賞表彰要綱

平成22年10月7日

教委要綱第14号

(目的)

第1条 この要綱は、三宅教育文化基金の活用により学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に、三宅剣龍賞を贈ってこれを表彰することにより、教育文化の向上発展を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することができる。

- (1) 市内の小中学校及び特別支援学校が主催する書写展で特に優秀な成績をおさめた者
 - (2) 健全な芸術、芸能文化等における活動によりその向上発展に貢献した者又は団体
 - (3) その他特に表彰に値すると認められた者
- 2 過去において「三宅剣龍賞」を受賞した者は除くこととする。ただし、過去の実績と異なる成績をあげた場合又は団体活動については、この限りでない。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰推薦候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものが行う。

- (1) 市内の小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の長
 - (2) 市内の文化協会の長
 - (3) 市内の社会教育機関の長
 - (4) 教育委員会事務局の各所属長
- 2 推薦を行う場合は、三宅剣龍賞表彰候補者調書(別記様式)を別に定める期限までに文化財課へ提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 被表彰者の選考は、第3条第1項各号に定める者より推薦のあった者の中から、選考委員会が行う。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、教育委員1名、教育長、教育部長及び次長をもって組織する。ただし、教育部長又は次長の職が存在しない場合は、相当職にある事務局職員をもって充てることができる。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年2月11日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月7日から施行する。

丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

令和8年1月26日付けで、市長から公民館業務について補助執行の解除を申し出る旨の協議が提出されました。公民館業務を地域と行政が連携して進めるまちづくりの一環として位置付け、地域との協働をより実効的に推進することを目的に、平成26年4月1日から市長の補助機関である職員に補助執行させることとし、市民生活部において事務執行を行ってきたところですが、地域振興課を設置することで、中央公民館と城東公民館の2館体制であっても地域との連携は充実しているとの確証を得たとして、この度、補助執行解除の申出があったものです。

この申出について、令和8年2月12日に開催された第13回定例教育委員会において、「意義のない旨を市長へ回答すること」が議決されたことから、関係規則の一部を改正するものです。

2 改正の概要

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる対象の事務から「公民館に関すること。」を削ります。

3 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則

平成26年3月28日
教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

- (1) 公民館に関すること。
- (2) 会計年度任用職員等の任免等に関すること。
- (3) 前2号に規定する事務において使用する教育委員会の公印の管理に関すること。

(事務の決裁)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の決裁については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）に定めるところによるほか、丹波篠山市教育委員会事務局等事務処理規程（平成14年篠山市教育委員会訓令第3号）の規定を準用するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月21日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月12日教委規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則について
丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

1 改正の趣旨

令和8年2月12日に開催された第13回定例教育委員会において、栗栖野地区における就学・就園区域の変更について議決されました。

については、令和8年4月1日から、栗栖野地区の児童の就学すべき学校の指定を従来の古市小学校から城南小学校へ変更することとし、通学方法を路線バス通学とするため、関係規則の改正を行います。

また、規則において、城南小学校の通学区域に住所を有する者は就学する中学校として篠山中学校を選択できることとされているところですが、栗栖野地区から篠山中学校までは6キロメートル以上となり、遠距離通学補助対象地域に該当するため、遠距離通学費補助金について定めている要綱についても改正を行います。

2 改正の概要

- (1) 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則
(議案第46号第1条関係)

別表第1中、城南小学校の指定通学区域に「栗栖野」を加え、古市小学校の指定通学区域から「栗栖野」を削ります。

- (2) 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則
(議案第46号第2条関係)

別表中、城南小学校の徒歩通学以外の対象地域に「栗栖野」を加え、指定交通手段を路線バス通学と定めます。また、古市小学校から「栗栖野」を削ります。

- (3) 丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱 (議案第47号関係)

別表第1中、篠山中学校の遠距離通学の対象地域に「栗栖野」を加え、指定交通手段を自転車通学と定めます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

施行日前から在籍している児童については、卒業時まで古市小学校に在籍できることとします。

4 その他

丹波篠山市立幼稚園及び認定こども園の通園区域に関する規則において、城南幼稚園の通園区域は城南小学校の通学区域と規定されているため、改正の必要はありません。

○丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則

平成11年4月1日

教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校（以下「学校」という。）の通学区域に関して必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 通学区域は、別表第1のとおりとする。

(学校の指定)

第3条 丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の規定に基づき就学予定者の保護者（子供に対し親権を行うもの、親権を行うものがないときは後見人。以下同じ。）に対して当該就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない。

(選択通学区域)

第4条 委員会が指定する通学区域に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「選択通学区域」という。）に住所を有する就学予定者の保護者は、指定する2つの中学校から就学させる中学校を選択できるものとする。（以下「選択校」という。）

(選択校の申請)

第5条 選択通学区域に住所を有する就学予定者の保護者は、委員会が指定する日までに入学希望中学校申込書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(選択校の変更)

第6条 前条の規定に基づき入学希望中学校の申し込みをした保護者のうち選択校の変更を希望する者は、委員会が指定する日までに入学希望中学校変更申込書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

(就学校変更願)

第7条 保護者は、就学校変更を希望する場合は、就学校変更願（様式第3号）に理由を明記のうえ委員会に申し立てることができる。

(就学校変更許可)

第8条 委員会は、保護者より前条の申立てを受けたときは、別表第2の取扱い基準により、相当理由があると認めるときは就学校変更を許可することができる。この場合委員会は、就学校変更許可書（様式第4号）を保護者に交付しなければならない。

(就学校変更許可の取消し)

第9条 委員会は、就学校変更を許可した後において保護者の申立理由に虚偽が認められた場合は、許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月10日教委規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月9日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の篠山市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の規定は、平成16年4月1日以後新たに学校の第1学年に就学予定の者から適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

附 則（平成17年1月12日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の篠山市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の規定は、平成17年4月1日以後新たに学校の第1学年に就学予定の者から適用し、同日前の就学すべき学校の指定については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月16日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月14日教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月14日教委規則第6号）

この規則は、平成23年7月14日から施行する。

附 則（平成24年12月10日教委規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月13日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年4月1日教委規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校	指定通学区域	選択通学区域
篠山小学校	東新町、西新町、南新町、北新町、乾新町（ただし、猿目221番1及び三ノ坪220番6から220番9を除く。）、山内町、河原町、小川町、立町、呉服町、二階町、魚屋町、西町、黒岡（鳥居下ノ坪75番1及び75番2）、東岡屋（石山口ノ坪711番、岩ヶ坪717番2、717番3、718番2及び718番3）	
八上小学校	池上、糯ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内	
城北畑小学校	般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、奥畑、火打岩、野間、東沢田、新荘、大熊、北沢田、前沢田、黒岡（ただし、鳥居下ノ坪75番1及び75番2を除く。）、寺内、佐倉、大谷、鷲尾、知足、丸山、藤岡奥、藤岡口、熊谷、郡家（ただし、兵舎ノ坪403番4、宮ノ下、柴崎、鋤ノ先、口ノ長、清常及び四十石ノ坪を除く。）、筋山、乾新町	

	(猿目221番1及び三ノ坪220番6から220番9)	
岡野小学校	東浜谷、西浜谷、今福、矢代、大野、野尻、有居、西岡屋、東岡屋(ただし、石山口ノ坪711番、岩ヶ坪717番2、717番3、718番2及び718番3を除く。)、風深、吹上、郡家(兵舎ノ坪403番4、宮ノ下、柴崎、鋤ノ先、口ノ長、清常及び四十石ノ坪)	
城東小学校	日置、上宿、井ノ上、北嶋、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、曾地中、曾地奥、野々垣、西荘、八上上、波々伯部、後川新田、後川上、後川中、後川下、後川奥、奥県守、県守、東本荘、西本荘、佐貫谷、春日江、泉、倉谷	
多紀小学校	福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、幡路、二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷、向井、朽梨、貝田、井串、細工所、塩岡、草ノ上、垂水、小立、山田、小田中、下笹見、上笹見、福井、中、三熊、小原、藤坂、小倉、宮代、市野々、立金、大藤、奥山	
西紀南小学校	黒田、川北新田、川北、口阪本、西阪本、西谷、河内台、東木之部、西木之部、川西、高屋	
西紀小学校	宮田、下板井、上板井、小坂、市山、乗竹、打坂、垣屋、高坂、倉本、坂本、栗柄	
西紀北小学校	川阪、本郷、遠方、桑原	
大山小学校	追入、大山宮、園田分、大山上、荒子新田、石住、高倉、一印谷、大山新、徳永、町ノ田、長安寺、北野新田、北野、大山下、東河地、明野	
味間小学校	東吹、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢新、杉、住吉台	

城南小学校	北、野中、谷山、岩崎、宇土、小枕、真南条上、真南条中、真南条下	
古市小学校	草野、古森、油井、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬、栗栖野	
今田小学校	今田町黒石、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町木津、今田町間新田、今田町四斗谷、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、今田町上立杭、今田町下立杭、今田町東庄、今田町釜屋、	
篠山中学校	篠山小学校、八上小学校、城北畑小学校の各通学区域	岡野小学校、城南小学校の通学区域
篠山東中学校	城東小学校、多紀小学校の各通学区域	
西紀中学校	西紀南小学校、西紀小学校、西紀北小学校の各通学区域	岡野小学校、大山小学校の通学区域
丹南中学校	味間小学校の通学区域	大山小学校、城南小学校、古市小学校の通学区域
今田中学校	今田小学校の通学区域	古市小学校の通学区域
篠山養護学校	市内全域	

別表第2（第8条関係）

理由	判断基準	学年	許可期間	添付書類	備考
住居に関する理由	転居予定のため、予め転居予定校区の学校に通学させたい	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
	校区外へ引っ越しをしたが、そのまま現	小 学 年	1～4 年	当該学年末ま	住民票及び就学通知書

	在の小中学校での就学を希望する場合	校 5～6年 中学校 1～2年 3年	で 卒業まで 当該学年末まで 卒業まで		いて責任を持つことが前提
	入居住宅の増改築工事等により一時的に校区外へ引っ越しし、年度内にその校区内へ戻ることが確定的な場合で、そのまま就学したい場合	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
家庭に関する理由	保護者の就労状況又は病気療養等により、下校後の当該児童生徒の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	保護者の在職証明又は診断書及び保護先の承諾書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
	やむを得ない理由（サラ金からの逃避・DV）により、住民票と実際の住所が異なり、現住所地での就学を希望する場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	現住所を証明できる書類。	
教育的配慮に関する理由	いじめや不登校等の問題で、指定校への就学が困難な場合又は病気や身体的理由により指定校への就学が困難な場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	転校前の在籍学校長の副申書、新中学1年生の場合は在籍小学校長の副申書、住民票	保護者が通学途中において責任を持つことが前提

				又は就学通知	
部活動に関する理由	転居により指定された中学校に従前の学校で取り組んでいた部活動がなく、継続して取り組みたい場合	中学校	卒業まで	転居前の中学校長の部活動在籍証明書(任意)	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
その他	児童生徒の具体的な事情に即して適当と認められる場合	全学年		必要となる書類・申立書・学校長の副申書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提

○丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則

平成16年3月25日
教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）への通学方法を定めることにより、通学途上における児童生徒の登下校時の安全を確保し、義務教育の円滑な運営を図ることを目的とする。

(通学方法)

第2条 学校への通学方法は次の各号を原則とする。ただし、各号以外の通学方法による対象地域は、別表を基本とする。

- (1) 小学校の場合は、徒歩通学とする。
- (2) 中学校の場合は、徒歩通学又は自転車通学とする。
- (3) 特別支援学校の場合は、徒歩通学又はスクールバス通学とする。

(通学方法の変更)

第3条 委員会が就学校変更許可を行った場合又は丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校の学校長（以下「学校長」という。）が必要と認めた場合は、前条にかかわらず通学方法の変更を認めるものとする。

(通学路報告書)

第4条 学校長は、第2条、第3条の規定に基づき、次の各号の定めにより、毎年度すみやかに在学する児童生徒の通学方法について掌握し、通学路報告書（様式第1号）にて委員会に届け出るものとする。

- (1) 小学校の場合は、居住地を起点として通学集合場所（公共施設等）を経由した集団登校による通学方法とする。
- (2) 中学校、特別支援学校の場合は、居住地を起点とした通学方法とする。

(通学路変更届)

第5条 学校長が、前条の通学路報告書提出後、特に必要と認める場合は、通学路変更届（様式第2号）を委員会に届け出るものとする。

(遠距離児童、生徒通学費)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、該当児童、生徒の保護者に対して通学に必要な経費を補助することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成19年3月14日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月13日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年5月1日より適用する。

附 則（平成22年3月8日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日教委規則第9号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月10日教委規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）（通学指定一覧表）

区分	地区名	学校名	対象地域	指定交通手段				
				電車	路線バス通学	市営バス通学	徒歩通学	自転車通学
小学	篠山	城北畑小学校	般若寺			○		
			和田			○		

校		大淵			○		
		大上			○		
		畑宮			○		
		菅			○1、 2年生	○3年 生以上	
		瀬利			○		
		今谷			○		
		奥畑			○		
		火打岩			○		
		藤岡奥			○		
	城東小学校	曾地奥			○		
		後川新田		○	○		
		後川上		○	○		
		後川中			○		
		後川下			○		
		後川奥			○		
		奥県守			○		
		県守			○		
		東本荘			○		
		西本荘			○		
		佐貫谷			○		
		春日江			○		
		泉			○		
		倉谷			○		
	多紀小学校	福住			○		
		川原			○		
		本明谷			○		
		安口			○		
		西野々			○		
		下原山			○		
		中原山			○		
	奥原山			○			
	安田			○			
	藤之木			○			
	幡路			○			

		二之坪			○		
		箱谷			○		
		小野新			○		
		小野奥谷			○		
		福井			○		
		中			○		
		三熊			○		
		小原			○		
		藤坂			○		
		小倉			○		
		宮代			○		
		市野々			○		
		立金			○		
		大藤			○		
		奥山			○		
西紀	西紀小学校	坂本		○			
		栗柄		○			
丹南	大山小学校	東河地		○			
		明野		○			
	城南小学校	真南条上		○			
		真南条中		○			
		真南条下		○			
	古市小学校	草野		○			
		古森		○			
		南矢代	○3年生以上		○1、2年生		
		犬飼		○3年生以上	○1、2年生		
		初田		○3年生以上	○1、2年生		
		牛ヶ瀬		○3年生以上	○1、2年生		
		栗栖野	○3年生以上		○1、2年生		
今田	今田小学校	今田町黒			○		

		石（黒石 奥・岩角）			
		今田町本 荘（青葉 台）		○	
		今田町芦 原新田		○	
		今田町木 津		○	
		今田町間 新田		○	
		今田町四 斗谷		○	
		今田町上 立杭		○	
		今田町上 立杭（美 山台）		○1、 2年生	○3年 生以上
		今田町下 立杭		○	
		今田町下 立杭（花 みずき 台）		○	
		今田町下 立杭（み そら台）		○	
		今田町東 庄		○	
		今田町東 庄（花み ずき台）		○	
		今田町釜 屋		○	
		今田町釜		○	

			屋 (みそ ら台)				
中 学 校	篠山	篠山東中学 校	後川新田		○	○	
			後川上		○	○	
			後川中			○	
			後川下			○	
			後川奥			○	
			福住			○	
			川原			○	
			本明谷			○	
			安口			○	
			西野々			○	
			下原山			○	
			中原山			○	
			奥原山			○	
			山田			○	
			上筱見			○	
			下筱見			○	
			福井			○	
			中			○	
			三熊			○	
			小原			○	
			藤坂			○	
			小倉			○	
			宮代			○	
			市野々			○	
			立金			○	
			大藤			○	
奥山			○				
	西紀	西紀中学校	栗柄		○		
川阪				○			
本郷				○			
遠方				○			
桑原				○			
篠山養護学校			全ての校		○	○	

	区					
上記以外の地域		徒歩通学又は自転車通学とする。				

○丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱

平成16年3月25日

教委要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童生徒について、通学が著しく困難であるものに対し通学費を補助することを定めることにより、保護者負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資する。

(補助対象地域)

第2条 遠距離通学の対象地域は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条第1項第2号に該当しない次の各号に掲げる通学距離を有する地域（別表第1）とする。

- (1) 小学校の児童 4キロメートル以上
- (2) 中学校の生徒 6キロメートル以上

2 前項に定める地域以外で、特に学校長が必要と認める通学方法において別表第2に示す距離を有する場合は、対象地域に含めるものとする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、丹波篠山市立小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。）とする。

(補助対象となる経費)

第4条 補助の対象は、学校の児童、生徒が通学に必要な経費であって、次の各号に該当する経費を補助対象とする。

- (1) 丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する交通機関を利用する場合の通学用定期券等の購入経費
 - (2) 前号の該当者であって、夏季休業中又は週休日等において各種学校行事、部活動等に参加するため、定期バス等交通機関を利用し通学する場合の経費
 - (3) 徒歩又は自転車利用者は、別表第3に規定する定額料金とする。この場合の定額料金は、通学に必要な購入経費の一部とする。
 - (4) 転入その他の理由により月の途中において定期券を購入する場合は、その日の属する月の翌月から補助する。ただし、その月が初日の場合はその限りではない。
- 2 前項の規定の内、下記の各号に該当する場合は、補助金を交付しないこととする。
- (1) 該当する児童生徒が学期間において通学しないこととなる場合
 - (2) 天災その他やむを得ない場合を除く、再度の補助

(補助対象となる区間)

第5条 補助対象となる区間は、別表第4の通りとする。

(補助の額等)

第6条 教育委員会は、第4条第1項に規定する補助対象経費の全額を補助する。

(遠距離通学届出書)

第7条 学校長は、当該年度の4月9日現在を基準として、在学する児童生徒のうち別表第1の地域から通学する児童生徒の保護者に対し、遠距離通学届出書(様式第1号)(以下「届出書」という。)の提出を求めるものとする。

(交付申請手続き)

第8条 学校長は、前条の規定により提出された届出書に記載された通学経路及び通学手段等を審査し、その内容が妥当と認めた場合は、保護者から提出された通学経費届出書(様式第2号)により補助対象額を把握し、別に定める関係書類を添付して、遠距離通学児童生徒に係る通学費補助金交付申請書(様式第3号)(以下「補助金交付申請書」という。)を、教育委員会に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 教育委員会は、補助金交付申請書により審査を行い、交付すべきと認める場合は、学校長に遠距離通学費補助金交付決定書(様式第4号)(以下「交付決定書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付を受けようとする学校長は、補助金の交付決定毎に遠距離通学費補助金請求書(様式第5号)を教育委員会に提出するものとする。

(委任状の提出)

第11条 学校長は、当該事業年度当初に該当児童生徒の保護者から補助金申請、請求、補助金受領に関する委任状を提出させなければならない。

(補助金の交付)

第12条 教育委員会は、前条に基づき速やかに該当児童生徒の保護者に口座振込にて交付するものとする。

2 学校長は、第4条第1項第1号及び第2号に規定する経費に対する補助金の受領後、前条に基づき速やかに当該児童生徒が利用しようとする定期バス等交通機関へ交付することができるものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 教育委員会は、補助事業者が次の号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規程に違反したとき。

(2) 交付申請及び交付決定の内容と実態が相違していることが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 教育委員会は、前条の取り消しを決定した場合には、その旨を遠距離通学費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 教育委員会は、前条第1項の取消を決定した場合において、当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

（帳簿等の備付け）

第15条 補助事業者は、当該補助金事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておかなければならない。

（指導及び監査）

第16条 教育委員会は、事業の運営について適切な指導を行うとともに、必要あるときは、補助金の使途について監査するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月15日教委告示第23号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日教委告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月13日教委告示第4号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日教委告示第9号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年5月1日より適用する。

附 則（平成22年3月8日教委告示第6号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日教委要綱第2号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月8日教委要綱第16号）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日教委要綱第2号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月10日教委要綱第10号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委要綱第4号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委要綱第14号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委要綱第2号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（遠距離通学補助対象地域一覧表）（第2条関係）

区分	学校名	対象地域	距離数	指定交通手段		
				路線バス通学	徒歩通学	自転車通学
校	小城北畑小学校	丸山	4.0		○	
	城東小学校	曾地奥	4.2		○	
		後川新田	10.5	○		
		後川上	7.2	○		
	西紀小学校	坂本の一部	4.1	○		
		栗柄	6.5	○		
	西紀北小学校	桑原（河谷地区）	5.0	○		
	大山小学校	東河地	6.0	○		
明野		6.5	○			
城南小学校	真南条中の一部	4.0	○			

	真南条下の 一部	4. 0	○		
古市小学 校	草野	4. 0	○		
	犬飼	4. 0	○3年生以 上		
	初田	5. 0	○3年生以 上		
	牛ヶ瀬	4. 5	○3年生以 上		
今田小学 校	今田町下立 杭の一部	6. 0		○	
中篠山中学 学校	火打岩の一 部	6. 0			○
	宇土の一部	6. 0			○
	真南条上の 一部	6. 0			○
	真南条中	6. 0			○
	真南条下	7. 0			○
篠山東中 学校	曾地奥の一 部	6. 0			○
	安田	6. 1			○
	藤之木	6. 1			○
	幡路	6. 2			○
	小野新	6. 1			○
	小野奥谷	6. 2			○
	草ノ上の一 部	6. 0			○
	小田中の一 部	6. 0			○
西紀中学 校	栗柄	6. 2	○		
	川阪	14. 9	○		
	本郷	11. 8	○		
	遠方	13.	○		

		9			
	桑原	13.5	○		
丹南中学校	追入	8.0			○
	大山宮	7.5			○
	大山上	7.0			○
	石住	7.5			○
	高倉	7.5			○
	一印谷	6.0			○
	小枕の一部	6.0			○
	真南条上	6.5			○
	真南条中の一部	6.0			○
	草野	9.0			○
	古森	8.0			○
	油井	7.5			○
	不来坂	7.0			○
	住山	8.0			○
	古市	6.5			○
	今田中学校	波賀野新田	6.0		
見内		6.5			○
当野の一部		6.0			○
今田町黒石の一部		6.0			○
	今田町下立杭の一部	6.0			○
	今田町東庄	6.1			○
	今田町釜屋	6.3			○

別表第2 (第2条関係)

通学区間

通学手段	通学区間	
	小学校の場合 4 km	中学校の場合 6 km
徒歩、自転車利用の場合 路線バス利用の場合	居住地から通学集合場所 経由で指定校までの距離 をいう。	居住地から指定校までの 距離をいう。

別表第3（第4条第3号関係）

定額補助金

区分	小学校	中学校
徒歩	10,000円	—
自転車	—	20,000円

別表第4（第5条関係）

通学手段	補助対象区間	
	小学校の場合	中学校の場合
徒歩、自転車利用の場合	居住地から通学集合場所経由で指定校まで	居住地から指定校まで
路線バス利用の場合	居住地の最寄駅から指定校最寄駅	居住地の最寄駅から指定校最寄駅

丹波篠山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書

申請日： 年 月 日

※ふりがな		※生年月日	年 月 日	※性別
※氏名		※年齢	歳	
※住所				
※連絡先	※TEL : E-mail :			
勤務先	勤務先名称 : 勤務先住所 :			
※地域クラブ名				
指導競技の 活動歴・指導歴	活動団体・年数			
保有資格・免許				

- (1) ※マークの欄は必ず記載願います。
- (2) 令和6年度からの丹波篠山市先行実施地域クラブの指導歴がある場合は、「指導競技の活動歴・指導歴」の欄に、(地域クラブ名・〇年)と記入願います。
- (3) 丹波篠山市部活動指導員としての勤務歴がある場合は(〇〇中学校・〇年)と記入願います。

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

※自署願います。

令和8年度 教職員が地域クラブ活動の指導に従事する場合の兼職兼業についての留意点

部活動地域展開に係る地域クラブ活動に従事することを希望し、その運営団体や実施主体から依頼を受ける場合、手続きとして、地方公務員法第38条の規定及び「丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱」に基づき許可申請を行います。

ただし、地域クラブの指導は1回限りの従事ではなく、継続性があるものであるため、申請については活動開始前（年度初めや指導開始月初め等）の1回のみ提出を求めるとします。

1. 兼職兼業の手続きについて

「丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱」より

① 地域クラブ代表は、当該教職員が所属する学校長宛に派遣依頼状（様式任意）を送付する。

② 当該教職員は学校長に「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書」（様式第1号）に上記①の写しや規約等を添えて提出する。

③ 学校長は当該教職員が地域クラブを指導することに対して

- ・ガイドラインに準じた無理のない日程、時間帯での活動になっているか。
- ・当該教職員が自分の意志で指導するのであって、強制されたものではないか。
- ・健康上の心配はないか
- ・教員としての職務に支障をきたす恐れがないか。
- ・地域クラブの指導を行うことに、負担感を感じていないか。

等を確認する。承認する場合は、「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書」（様式第2号）を作成し、当該教職員に渡す。

④ 学校長の承認のあと、当該教職員が上記②の申請書（様式第1号）と添付書類（地域クラブからの依頼状や規約等）に上記③学校長作成の副申書（様式第2号）を添えて教育委員会学校教育課へ提出する。（学校教育課担当へ）

⑤ 教育委員会は提出された内容（勤務に支障がないか、強制されていないか等）を確認し、当該の学校長を通じて「地域クラブ活動に係る兼職兼業許可書（様式第3号）」を送付する。なお内容について、必要に応じて教育委員会が直接当該教職員に聞き取りを行うことがある。

⑥ 地域クラブ指導従事の許可を得た教職員は、翌月の5日までに、前月の活動時間を「地域クラブ活動時間報告書（〇月分）」（様式第4号）を学校長へ提出する。教育委員会は、地域クラブより直接送付される活動実績報告書により、活動従事時間を把握する。

2. 兼職兼業に係る留意事項

- ・教員としての職務の遂行に支障がないこととする。
- ・教員の職に就く時間と、地域クラブ活動に従事する時間が重複しないようにすること。
- ・兼職兼業許可申請（様式第1号）を活動開始当初に申請する。
- ・地域クラブ活動に従事する際は、学校の教員として立場ではなく、地域の指導者としての立場で指導する。例え自校のグラウンドを使用し、自校の生徒を指導する場合でも同様とする（学校管理外）。
- ・学校管理外なので、教員自身もスポーツ安全保険等に参加することを原則とする。
- ・教職員が指導を望んでいない場合、地域クラブ等が教員に対して無理に依頼を行ってはならない。教職員は強制的な依頼があった場合は、教育委員会に相談すること。
- ・地域クラブ活動に注力し過ぎて、教職員としての職務がおろそかにしてはいけない。
- ・丹波篠山市は休日の地域展開からスタートするため、休日活動を主たる対象とする。平日について原則対象としないが、必要に応じて相談を受けつける。
- ・丹波篠山市地域クラブは「認定地域クラブ」のため、国・市のガイドラインに則して活動をする（土日どちらかは活動しない、休日の1回の活動は3時間程度等）。
- ・中体連主催大会等が平日に開催されたり、雨天順延で平日になったりする場合は、職務専念義務の免除の承認が必要となり、学校長に事前に相談すること。（地方公務員法35条に基づく職務専念義務の免除の承認）
- ・教育委員会は、地域クラブの指導に従事した教員について、毎月の活動時間を適切に把握する。その際、教員の心身の健康を確保するため、学校長に活動時間を情報提供する。
- ・学校の教員の立場で指導するわけではないが、教員の立場であることは自覚し、体罰・ハラスメント等の信用失墜行為を行わないこと。
- ・教職員としての時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が平均月あたり80時間を超えないようにすること。

※あくまで上限を示すものであり、上限までの活動を推奨するものではない。



※合計月あたり平均80時間を超えないこと。心身も健康の確保の観点から月45時間以内が望ましい。

- ・教員自身が地域クラブ活動に負担感を感じ、指導の辞退を希望する場合は、教育委員会まで届け出ること。
- ・上記の留意事項を踏まえ、教員の地域クラブでの活動に疑義が生じた場合は、許可を取り消す場合がある。

3. Q & A 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」(文科省) 参照

Q 1 - 勤務する学校外の地域クラブから依頼を受けた場合も兼職兼業できますか？

A 1 - できます。地域クラブは学校単位ではありませんので、勤務校のみでの指導に限定しません。

Q 2 - 平日にも兼職兼業で指導を行うことができますか？

A 2 - 丹波篠山市は原則、休日の地域クラブ活動から推進していますので、兼職兼業も休日の地域クラブ活動を対象とします。ただし、実情に応じて平日の指導を行うケースも想定されます。

例① 公式大会等が平日に行われ、地域クラブとして引率等を行う場合

→地方公務員法第 35 条に基づく所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。

例② 平日の地域クラブ活動(勤務時間外)を行う場合

→可能ですが、学校業務の負担増につながることも想定されるため、地域クラブ代表や学校、教育委員会と相談のうえ行う必要があります。

例③ 平日の地域クラブ活動(勤務時間内)を行う場合

→例えば長期休業中等の日中に指導を行おうとする場合(教職員としての勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合は、地方公務員法第 35 条に基づく所属校の校長による職務専念義務の免除の承認が必要です。従事内容によっては年休の取得が必要となります。ただし所属学校の生徒に対して指導を行い、校長の判断により学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象とはなりません。

Q 3 - 報酬を得ずに無償ボランティアとして地域クラブの指導する場合は、兼職兼業が必要ですか？

A 3 - 勤務時間外に報酬を得ずにボランティアとして従事する場合は、兼職兼業にあたりません。よって、承認も必要ありません。また交通費等の受領のみの報酬の場合も兼職兼業の対象にあたりません。

Q 4 - 地域クラブの指導にかかる報酬はありますか？

A 4 - 報酬については、教育委員会の補助、受益者負担等において想定されます。(謝金による有償ボランティア) その上限については、「社会通念上相当と認められる程度を超えない額」となります。補助としては、ガイドラインを遵守した活動となりますので、それをもとに上限を設けます。

Q 5 - 臨時講師や会計年度任用職員(非常勤講師)、事務職員等、管理職、養護教諭も地域クラブの指導者として兼職兼業できますか？

A 5 - 可能です(学校運営上支障がない場合に限る)。会計年度任用職員については、兼職兼業の承認自体が必要ありません。※部活動指導員は会計年度職員のため兼職兼業届は必要ありません。

Q 6 - 兼職兼業に係る業務に従事していた時に起きた怪我等について、公立学校共済組合の助成等や日本スポーツ振興センター「災害共済金給付制度」の利用はできますか？

A 6 - 地域クラブの活動は学校管理下にないため、利用できません。必ず各自で任意のスポーツ保険等に加入してください。

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正
する要綱について

1 改正の趣旨

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金（以下「遠距離通所補助金」といいます。）の補助金交付額の算定にあたっては、市職員の私用自動車燃料費の単価（キロ当たり40円）を基に算定しています。この単価は、市職員が私用自動車を公用車の代替として臨時的に使用した場合に支払われる際の単価です。

遠距離通所補助金は、日常の通所に係る経費の一部を負担するものであるため、丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成11年篠山市条例第53号）第17条第2項第2号に規定する額で算定することとします。

2 改正の概要

(1) 補助金交付額の改正

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助金の交付対象要件	補助金の交付額
丹波篠山市待機児童対策 遠距離通所補助金	片道の通所距離が10キロメートル以上15キロメートル未満の場合	1か月当たり8,200円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が15キロメートル以上20キロメートル未満の場合	1か月当たり10,400円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が20キロメートル以上25キロメートル未満の場合	1か月当たり13,500円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が25キロメートル以上30キロメートル未満の場合	1か月当たり16,600円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が30キロメートル以上の場合	1か月当たり19,700円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。

3 その他

(1) 遠距離通所補助金の算出例

① 現行

ア 片道の通所距離が10kmの場合

@40円×10km×2※往復×20日=16,000円

イ 片道の通所距離が20kmの場合

@40円×20km×2※往復×20日=32,000円

② 改正案

ア 片道の通所距離が10kmの場合 8,200円

イ 片道の通所距離が20kmの場合 13,500円

(2) 丹波篠山市職員の給与に関する条例第17条第2項第2号に規定する額 (通勤手当部分の抜粋)

ア	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道2キロメートル以上3キロメートル未満である職員	2,500円
イ	使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員	3,400円
ウ	使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員	4,300円
エ	使用距離が片道5キロメートル以上7キロメートル未満である職員	5,200円
オ	使用距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員	6,600円
カ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	8,200円
キ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
ク	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
ケ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
コ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円

(3) 交付実績

① 令和5年度

年齢	入所園		距離	入所期間	補助金交付額
	市内外	認可・認可外			
1歳児	市内	認可	18.0km	4月～3月	288,000円
0歳児	市外	認可外	28.8km	6月～3月	400,000円
0歳児	市外	認可	17.0km	7月～3月	216,000円
0歳児	市外	認可外	26.3km	9月～3月	280,000円
1歳児	市外	認可外	24.5km	4月～3月	384,000円
1歳児	市内	認可	10.0km	10月～3月	96,000円
1歳児	市内	認可外	19.5km	1月～3月	72,000円
2歳児	市内	認可外	19.5km	10月～2月	120,000円
3歳児	市内	認可	15.9km	3月のみ	24,000円
合計					1,880,000円

② 令和6年度

年齢	入所園		距離	入所期間	補助金交付額
	市内外	認可・認可外			
3歳児	市外	認可外	22.8 km	4月～3月	384,000円
2歳児	市内	認可	10.7 km	10月～3月	96,000円
合計					480,000円

③ 令和7年度

年齢	入所園		距離	入所期間	補助金交付額
	市内外	認可・認可外			
1歳児	市内	認可	10.2 km	4月～3月	192,000円
0歳児	市外	認可	32.5 km	7月～3月	432,000円
0歳児	市内	認可	11.1 km	10月～3月	96,000円
0歳児	市内	認可外	12.0 km	10月～3月	96,000円
2歳児	市外	認可外	22.8 km	4月～12月	288,000円
2歳児	市外	認可	38.0 km	12月～3月	192,000円
合計					1,296,000円

4 施行期日

令和8年4月1日

○丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱

令和5年1月19日

教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消に向けて、市内保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）への入所に当たり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、当該児童の通所に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げる保育所又は認定こども園をいう。

ア 丹波篠山市保育所条例（平成11年篠山市条例第105号）第3条に規定する保育所

イ 丹波篠山市立認定こども園条例（平成27年篠山市条例第25号）第2条に規定する認定こども園

ウ 丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱（平成22年篠山市教育委員会要綱第5号）の対象となる保育所又は認定こども園

エ その他、保育所又は認定こども園で丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの

(2) 児童 前号の保育所等に在籍する0歳児クラスから3歳児クラスまでの児童

(3) 保護者 前号の児童の父母又は現に当該児童を扶養している者
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 市内在住者

(2) 丹波篠山市特定教育・保育施設等給付費支給認定等に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第1号）第5条に定める施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書（様式第1号）（以下「利用申込書」という。）を教育委員会へ提出するに当たり、第1希望欄、第2希望欄及び第3希望欄に保育所等の施設名を記入した児童の保護者

- (3) 前号の利用申込書に記載した第1希望、第2希望又は第3希望の保育所等に入所できなかった児童の保護者
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は同項第3号の認定を受けた児童の保護者
- (5) 教育委員会から当該年度の保留通知書発行を受けた児童の保護者
- (6) 居住地から通所する保育所等までの一般に利用し得る最短による通所距離が片道10キロメートル以上の児童の保護者
- (7) 補助金交付申請時の年度において前条第1号の保育所等に在籍する児童の保護者
- (8) 市税等を滞納していない児童の保護者

2 補助対象児童を複数もつ保護者にあつて、同一の保育所等に通所する場合は、内1人の児童を交付の対象とする。

（補助金の種類、交付対象要件及び補助金交付額）

第4条 補助金の種類、補助金の交付対象要件及び補助金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月10日までに、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 教育委員会は、交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付請求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、第3条に規定する補助金の交付対象者としての要件を確認した上で補助金を交付するものとする。

3 教育委員会は、第1項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付対象者としての要件を満たさなくなったときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を教育委員会に速やかに提出しなけれ

ばならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認すべきものと認めるときは、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 教育委員会は、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定書に記載されている保育所等に在籍していることをもって実績報告とみなす。

（補助金の返還等）

第10条 教育委員会は、補助金の交付を受けた者がこの要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助金の交付対象要件	補助金の交付額
丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金	片道の通所距離が10キロメートル以上15キロメートル未満の場合	1か月当たり16,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が15キロメートル以上20キロメートル未満の場合	1か月当たり24,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が20キロメートル以上25キロメートル未満の場合	1か月当たり32,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が25キロメートル以上30キロメートル未満の場合	1か月当たり40,000円。ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が30	1か月当たり48,000

	キロメートル以上の場 合	円。ただし、在籍期間が1か 月に満たない月は補助対象 外とする。
--	-----------------	--

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

_____年度丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象児童の氏名・生年月日
氏名 _____ 生年月日 _____
- 2 通所する保育所等の名称・入所年月日
名称 _____ 入所年月日 _____ 年 月 日
- 3 利用申込書において希望としていた保育所等の名称
第1希望園 _____
第2希望園 _____
第3希望園 _____
- 4 居住地と通所する保育所等の片道距離
_____ キロメートル(居住地の住所 _____)
- 5 補助金の交付申請額
(1) 1か月当たりの補助金単価 ① _____ 円
(2) 通所する保育所等に在籍する見込月数(年度間) ② _____ か月
※月の途中に入所(退所)した(する)月は含まない
(3) 交付申請額 ① _____ 円×② _____ か月 = _____ 円
- 6 添付書類
通所経路図(任意様式)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 印

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付申請については、下記のとおり決定したので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
(内訳)

年度

交付対象月	交付決定額	交付対象月	交付決定額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

- 2 補助金交付の条件
- (1) 補助金の交付にあたっては、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第3条第1項の該当項目を確認後、半期ごと又は一括で支払う。
- (2) 支払は10月及び翌年4月の月末とする。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知のありました丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について、下記のとおり丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円
但し、(前期分・後期分)として請求します。

2 補助金請求額の内訳
年度(前期・後期)分

交付対象月 (前期)	交付決定額	交付対象月 (後期)	交付決定額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

3 振込口座
銀行名・支店名 _____
預金種別 _____
口座番号 _____
口座名義人(カナ) _____

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

補助事業者等 住所
氏名(名称)

㊦

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更後の交付申請額 金 円
(内訳)

年度

交付対象月	変更後の交付申請額	交付対象月	変更後の交付申請額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月	円

3 その他変更事項

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会 印

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付変更（中止・廃止）
承認通知書

年 月 日付で変更（中止・廃止）承認申請のあった丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 ____年度補助金交付決定額
既交付決定額 円
変更後の交付決定額 円
- 2 変更（中止・廃止）の内容等

